

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「未来への扉を、『家に価値タス』ことを通じて、地域とお客様に。」という経営理念の下、常に目まぐるしく変化する事業環境の中でもいち早く変化を捉え、経営意思決定の迅速化と効率化に努めております。経営の健全性と透明性を高め、またステークホルダーからの社会的信頼に応え、さらに企業価値を安定的に向上させるためには、コーポレート・ガバナンスが重要な基盤であるとの認識に基づき、グループ全体に関わる重要な業務執行を決定・監督する取締役会と、取締役会から独立し、取締役の職務の執行を監査する監査役・監査役会からなる監査役制度を基礎として、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、3名の独立社外取締役が選任されており、取締役会における議論に積極的に貢献しております。独立社外取締役のみを構成員とする公式の定期的な情報連絡会等の開催は行っておりませんが、社長と独立社外取締役間の情報・意見交換のための会合を不定期で開催しております。

【補充原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】(更新)

当社では、投資家との面談を担う筆頭独立社外取締役を選任してはおりませんが、投資家からの要望に応じて社外取締役との面談を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。今後も原則として政策保有株式は保有しない方針です。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合は、取引の合理性、取引条件の妥当性等会社及び株主の利益への影響を勘案し、取締役会において承認を要することとしています。また、関連当事者との取引については、会社計算規則及び連結財務諸表規則等の規定に準拠して重要性の判断に基づいて開示します。

【補充原則2 - 4 】(更新)

<多様性の確保についての考え方>

当社は、2012年の非上場化後、事業の立て直しを図るために、経営トップを含めて多様な経験を持つ人材の採用・登用を進めてまいりました。この経験から、自社の絶え間ない変革を通じた持続的な成長と企業価値の向上を実現する上で、多様な視点や価値観を尊重し、経営に反映することが重要と当社は考えております。

この考え方のもと、性別や国籍に関係なく、能力や実績を重視する人物本位の採用・人材登用を実施しており、多様な人材が活躍できる社内環境の整備に引き続き努めてまいります。

<多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標>

トップ営業に女性が多いことから示唆される通り、弊社の中古住宅再生事業は女性が活躍できる事業であると考えており、事業成長の観点からも女性の採用・登用を推進してまいります。

当社が掲げる女性採用と管理職への登用の定量的な目標は以下2点です。

2030年の正社員に占める女性比率:37%以上(2023年3月31日時点の実績36.6%)

2030年までの管理職への登用者に占める女性比率:30%以上(2023年3月期の実績35.5%)

人物本位の登用を実施していることから、女性の定着を促進することで、管理職に占める女性比率は、正社員に占める女性比率に近づいていくと考えております。

<多様性確保の状況>

当社での女性の活用の状況については以下の通りです。

・2023年4月時点における女性管理職比率:20.4%

・2023年4月1日時点の女性正社員比率:37.5%(パート社員等を含めた場合の女性社員比率は40.3%)

・2023年4月の新卒入社の正社員に占める女性正社員比率:46.1%

・2023年3月期の営業社員トップ20人の女性社員比率:60.0%

当社グループの売上高は国内売上高が100%を占めており、国内不動産のみを取り扱っております。そのため、積極的な外国人の採用は行っておりませんが、能力や実績を重視する人物本位の採用・登用を行っており、国籍を判断基準としておりません。

中途採用については、新卒採用を開始したのが2013年4月であるため、当社の課長およびエリアマネージャー以上の役職者のほぼ全員が中途採

用出身者です。

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針>

当社は、「営業員」×「生産性(営業員一人あたりの売買件数)」の増加を成長戦略として掲げております。

当社では新卒採用を人員採用の中心としたのが2017年3月期であるため、今後営業員を継続的に増加させるうえでは、結婚・出産・育児といったライフイベントを迎える社員のリテンションが重要であると考えております。

昨年度以降から営業員の定着を目的として各種の取組み(引き渡し後のお客様のお問い合わせ窓口の設置・シフト休の柔軟化・確定拠出年金の導入)を実施しており、また社外のカウンセリングサービス・医療相談サービス等を導入しております。

今後も多様性の確保に向けて各種社内環境を整備してまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループは、当社グループがアセットオーナーとなる企業年金制度を採用しておりません。なお、従業員の福利厚生制度の一環として確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社の経営理念、経営戦略及び計画については、当社ホームページに開示しておりますので、ご参照ください。

経営理念：<https://katitas.jp/information/company/representative/>

経営戦略及び計画(決算説明資料)：<https://katitas.jp/information/ir/presentation.html>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「-1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に以下の通り定めております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬総額の枠内(注)で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職、役割、貢献度、目標到達度、業績等を加味し、適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、個人別業績に連動する金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(注)

2002年1月15日開催の臨時株主総会の決議において、年間報酬総額300百万円以内

2021年6月25日開催の定時株主総会の決議において、上記の枠内で譲渡制限付株式報酬を年額40百万円以内、かつ2万株以内

また、と別枠で以下～のストック・オプション報酬に係る決議がなされている。

2013年7月26日開催の臨時株主総会の決議において、第1回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

2017年3月30日開催の臨時株主総会の決議において、第4回新株予約権及び第5回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

但し第5回は全て行使済みである。

2017年9月22日開催の臨時株主総会の決議において、第6回新株予約権のストック・オプション報酬額として年額300百万円以内

なお、ストック・オプションについて、当面は取締役に付与しない予定であり、付与する場合には改めて本決定方針を改定する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、役割、貢献度、目標到達度等を加味しながら、決定するものとする。

なお、退職慰労金制度については、2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給(支給は各取締役の退任時)をもって終了する。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、中長期的な業績向上に貢献する意識を高めることも目的とした、個人別業績に連動する金銭報酬とし、売上・営業利益の単年度の予算達成度(取締役の職掌により連結か単体かは異なり、また、売上の予算達成度を指標とするのは一部の取締役のみ。)、予算達成のために重視する主要KPI達成度(取締役の職掌によりKPIの内容は異なる。)及び「中長期の安定成長を実現するための基盤づくりに対する評価(定性的要素)を考慮して1年分の金銭報酬額を決定し、12等分したうえで、上記2.の月例の固定報酬とともに支給する。

また、非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とする。取締役に対し割り当てる譲渡制限付株式報酬としての株式の数または額については、譲渡制限付株式報酬制度の目的、各対象取締役の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案した上で、株主総会で決議された枠内で、毎年1回、取締役会の決議によって決定し、割り当てる。報酬として付与される譲渡制限付株式は、支給対象となる取締役が、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日まで、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。また、当社の取締役会が定める期間(役務提供期間)中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、その全ての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他一定の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、正当な理由によらない役務提供期間中の退任、法令または社内規則の違反その他の割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、割当株式を無償で取得する。

なお、基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の割合の目安は、概ね7:2:1(個人別業績指標100%達成の場合。なお取締役により比率は異なる。)とする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき、個人別の報酬額の具体的内容の決定につき委任を受けた代表取締役社長が、代表取締役社長及び独立社外取締役を含む指名・報酬委員会の審議を受けて、決定するものとする。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際には、取締役会全体として必要なスキル・経験に加えて、取締役及び監査役の指名候補者の経験や能力を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

(5)取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名については、定時株主総会の招集通知において開示しているほか、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、「-1.【取締役関係】会社との関係(2)」及び「-1.【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等】(更新)

< サステナビリティについての取組み >

当社は、持続的社会的の実現が事業の大前提であるという考え方のもと、サステナビリティを戦略の基礎として位置付けています。当社が行う中古住宅の買取・再生・販売事業は、手頃な価格の住宅の提供と空き家問題の解決をはじめとした社会的課題の解決に貢献するものであります。2021年10月にESG/サステナビリティ推進室、2022年4月にサステナビリティ委員会をそれぞれ設置し、非財務領域のグループ方針・戦略の立案やグループ各社における取組遂行状況のモニタリングなどを推進してまいります。

また、当社はTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に基づく情報開示を行っております。開示内容は当社WEBサイトをご参照ください。

なお当社グループの事業所・店舗・在庫物件で使用する電力については、CO2排出量の削減を目的に、実質再生可能エネルギーへの切替えを実施しております。

< 人的資本や知的財産への投資等 >

当社グループは、営業員の増加と生産性の向上を通じて、取り扱い能力を向上させることが成長のために不可欠と考えております。また、当社グループの強みは、過去6万件以上の販売実績(当社単体)に基づくノウハウにあると認識しております。これらの認識に基づき、優秀な人材の採用と社員の育成、ノウハウの蓄積等を継続的に実施しております。具体的には以下の通りです。

・優秀な人材の採用

地元で働きたい、地域社会に貢献したい意向を持つ社員を全国で採用しております。2023年4月の新卒採用実績はグループ合計で118名です。また優秀な人材の離職を防止として、直近では新規にリフレッシュ休暇制度および確定拠出年金制度を定める等、継続的に各種人事制度の整備・改善を行っております。今後も継続的に各種人事制度については整備・拡充を行ってまいります。

・社員の育成

新入社員を対象にした新入社員研修を、入社時および入社後も定期的に行っております。また新入社員の営業能力向上を目的としたロールプレイング研修を週次で実施しております。

担当者の宅地建物取引士の資格取得を目的に、資格手当と資格取得に向けた各種サポート制度を設けております。

店長候補者となる社員を対象に、仕入時の目利き力とリフォーム企画力の向上を目的とした研修を、四半期に一度実施しております。

店長以上の管理職を対象に、マネジメント能力およびエリア・店舗戦略立案能力向上を目的として、会社が費用を負担する外部オンライン講座の受講を奨励しており、受講状況のモニタリングを実施しております。研修の全体像につきましては、当社WEBサイト(<https://katitas.jp/information/sustainability/>)をご参照ください。

・ノウハウの蓄積

当社は、仕入時の目利き力およびリフォーム企画力が強みであると認識しております。

組織的な仕入時の目利き力およびリフォーム企画力を向上させる目的で、代表取締役社長と本部長、部長、室長等が出席する週次商況会議で、成功事例だけでなく失敗事例および苦情事例の共有を行っております。重要な事例について、同様の失敗・苦情を防止する目的で業務フローを随時改変し、また全営業社員が出席する週次のテレビ朝会で内容の共有を行っております。

【補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務】

当社は、法令上取締役会にて決議事項とされる事項及び経営上の重要な判断事項について、取締役会規程及び別表取締役会決議事項に定めております。また、代表取締役の招集のもと、本部長、部長、室長等と常勤監査役で構成される経営会議において、取締役会付議に関する事項のほか、円滑かつ迅速な事業運営を行うために経営上の重要な経営方針の審議、営業戦略の遂行状況の報告、それら全般に係わる重要事項を審議しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任に当たっては、取締役会全体として保有すべき経験・スキルと株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を参考に、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性の確保を前提に、経歴や当社との関係性を踏まえて判断しております。また、上記の独立性基準に加えて、代表取締役との面談等を踏まえ、一般株主の視点で議論ができる人物を選定するよう努めております。

【補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。

役割および構成、委員、主な審議事項については、本報告書「 - 1. 【取締役関係】補足説明」に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】(更新)

当社の取締役会は、取締役7名のうち3名、監査役4名のうち2名を社外から選任することで経営から独立した客観的な視点を取り入れ、監視・監督機能を強化した透明性の高い経営を行っております。当社は、取締役会の経営執行及び監督の最高機関としての機能を確保するために、取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数にとどめ、知識・経験・能力のバランス、多様性、適正規模を鑑みた適任者で構成するように選定することとしています。

また、取締役に必要な見識および経験を定め、各取締役が有する見識および経験を一覧化したスキルマトリクスをESGレポート(<https://katitas.jp/information/sustainability/>)および第45期株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は社外取締役がその役割・責任を適切に果たすために必要となる時間・労力を業務に振り向けるよう、社外取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その数は合理的な範囲にとどめることとしております。なお、取締役の主な兼任状況については株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】(更新)

当社取締役会は取締役会全体としての実効性に関する評価のため、取締役及び監査役の全員を対象にアンケート調査と独立社外取締役を対象としたインタビューを実施しております。

アンケート調査による評価の概要

(1) 評価の実施時期

・2023年3月アンケートの配布、回収

・2023年4月取締役会の実効性評価結果の報告

(2) 評価のプロセス

- ・回答者: 取締役全員、監査役全員
- ・回答方式: 無記名方式(5段階評価の選択式設問及び各設問への自由記入による回答)
- ・評価対象期間: 2023年3月期(第45期)に実施された取締役会
- ・主な評価項目:
 - 取締役会の運営(検討期間、開催時間、開催頻度、改善状況等)
 - 取締役会の議論の内容(決議・報告事項の資料の作成状況等)
 - 取締役会の構成(人数、専門性及び多様性等)
 - 取締役会の意思疎通(環境、雰囲気、議論の状況、課題や宿題への取り組み等)
 - ESG・SDGsへの取り組み(開示の状況、取締役会の実効性評価等)

(3) 評価の結果概要

アンケートの結果、評価を行いたいずれの項目についても、回答全体を通してネガティブな評価が少なく、総じて高い評価となっております。ご評価いただくコメントは、「業績の分析が十分に行われている」「市場・他社動向等の事業環境の変化に対する分析が十分に行われている」「取締役会で提示された宿題を翌月には対応すること」とのコメントがありました。一方で、「中長期の企業価値向上のための議論や中長期の成長戦略について協議時間を十分に確保すべき」「資料が膨大のため情報を吟味すべき」「早期の資料送付や開催時期の早期化すべき」という意見もございました。

なお、過年度に行った取締役会の実効性評価では、「中長期の成長戦略について協議時間を十分に確保すべき」「ESG・SDGsに係る開示は統合報告書の作成やHPにおける開示の充実を図るべき」等が課題として指摘されておりました。これらの課題については、2023年3月期の実効性評価では「中長期的な課題が順番に取締役会の中で扱われるようになり評価している」「ESG・SDGsの開示の拡充を評価する」との改善を評価するコメントがありました。ただし、「中長期の成長戦略を協議する場を別途設けること」「資料が膨大であること」については継続的な指摘事項となりましたので改善を図ってまいります。

今後も本評価結果における課題について継続的に取り組み、取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。

独立社外取締役を対象にしたインタビュー

少数株主利益の保護を含め、当社の取締役会の実効性に問題がない旨の評価結果を得ております。インタビュー全文については以下をご参照ください。

- ・佃取締役 https://ssl4.eir-parts.net/doc/8919/ir_material_for_fiscal_ym3/110999/00.pdf
- ・熊谷取締役 https://ssl4.eir-parts.net/doc/8919/ir_material_for_fiscal_ym3/111001/00.pdf
- ・須藤取締役 https://ssl4.eir-parts.net/doc/8919/ir_material_for_fiscal_ym3/131954/00.pdf

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】(更新)

各取締役・各監査役はその能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断したうえで指名し、株主総会の承認を得ております。新任の社外取締役・監査役に対しては、深い事業理解に基づく取締役会での審議を実現するため、本部長等より随時レクチャーを実施しており、また上記の通り社長と独立社外取締役間の情報・意見交換のための会合を不定期で開催しております。なお新任の取締役・監査役に対して、外部講義の受講等の外部リソースを活用したトレーニングが必要な場合は、会社の費用負担のもとトレーニングを実施する方針です。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】(更新)

当社は、株主からの建設的な対話の申込みに対しては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、合理的な範囲で前向きに対応いたします。そのための方針は以下のとおりです。

(1) 株主との対話全般に関する取締役の指定及び社内担当部門間の有機的な連携のための方策

株主との建設的な対話を促進するため、経営企画室にIR担当者を設置し、関係部門と適切に情報共有を行った上で対応いたします。

(2) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

決算説明会の開催を継続すること等を通じて、個別面談以外の対話手段の取り組みを充実させます。

当社グループの事業内容の理解の促進を図るべく、主に機関投資家向けの物件見学会を定期的に開催しております。証券会社のアナリストの協力を得て弊社販売物件の映像を用いた機関投資家向けのWeb見学会を2023年3月期は2回開催しております。

(3) 株主の意見及び懸念について、経営陣幹部に対するフィードバックのための方策

株主からの意見及び懸念を含む対話内容については、経営会議等の報告経路を通じて経営陣幹部に適時報告を行ったうえで、四半期ごとに取締役会において報告を行っております。直近では当社のサステナビリティにかかる取組の優先順位や個別の開示内容に、株主との対話で得られたフィードバックを反映しております。

(4) インサイダー情報の管理に関する方策

当社は、連結グループ全社員を対象とする「インサイダー取引防止に関する規程」を制定し、運用を徹底しております。株主との対話に際しても、当該規程及び適時開示に関するルールに準拠し、インサイダー情報を発信することがないように適切に情報管理いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニトリホールディングス	26,712,420	34.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,948,100	12.80
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	6,349,700	8.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,906,176	3.74
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	1,510,400	1.94
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505038	1,470,500	1.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,165,233	1.50

第一生命保険株式会社	1,070,400	1.38
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY AC COUNT	1,023,900	1.32
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	969,143	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 2017年5月に株式会社ニトリホールディングスと資本・業務提携契約を締結し、同社の持分法適用会社となりました。
- 上記のほか、自己株式が916,916株あります。上記の割合は、自己株式を控除して計算しております。
- 2022年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、マフューズ・インターナショナル・ファンズが、2022年11月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。
また2022年12月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシーが、2022年12月6日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。
また2023年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ノムラ インターナショナル ビーエルシー及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が、2022年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。
しかしながら当社として、2023年3月31日現在における以上の投資家の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の発行済株式総数の34.36%(議決権比率ベース)を所有する株式会社ニトリホールディングスから取締役1名(白井俊之氏)及び監査役1名(福田述氏)が就任しておりますが、当社の事業活動や経営上の判断において株式会社ニトリホールディングスからの制約はなく、当社取締役会全体の過半数に至らないことから、当社の経営の独立性は確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
熊谷 聖一	他の会社の出身者													
佃 秀昭	他の会社の出身者													
須藤 実和	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷 聖一	-		日本印刷株式会社の代表取締役社長及びその他企業の社外役員等を兼務しており、幅広い見識を有し、より広い視野に基づいた経営意思決定と独立した立場からの経営監視が期待できることから社外取締役として招聘しております。 また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。
佃 秀昭	-		株式会社ボードアドバイザーズの代表取締役社長としての今まで培ってきた経営・財務・ガバナンスに関する豊富な知識と経験を有していることから社外取締役として招聘しており、広い視野に基づいた経営意思決定と独立した立場からの経営監視を可能としております。 また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。

須藤 実和	-	須藤実和氏は、公認会計士としての専門的見地並びに企業・ビジネスの研究実績及び戦略コンサルティング活動を通じた豊富な知識・経験等を有していることから社外取締役として招聘しており、広い視野に基づいた経営意思決定と独立した立場からの経営監視を可能としております。 また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	2	1	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	2	1	0	0	なし

補足説明 更新

取締役会の任意の諮問機関として、取締役の選解任および報酬制度について審議する指名・報酬諮問委員会を設置しております。代表取締役社長と独立社外取締役を含むメンバーにより構成され、指名の手續及び報酬の決定の客観性、透明性の向上に努めております。指名については、取締役会全体で保有するスキル・経験と各取締役・監査役候補者の経歴、当社との関係性、候補者が職務を適切に遂行できるかを加味して妥当性を協議しております。また報酬については、役職、役割、貢献度、目標達成度、業績等を加味して妥当性について協議しております。

2023年3月期は計4回開催し、役員退任に伴う取締役会の構成変更および役員報酬制度の運用状況について審議を行い、取締役会に審議内容を報告しております。指名・報酬諮問委員会の運営事務局は管理本部が担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会を月1回以上開催しております。また、内部監査室、会計監査人と定期的に意見・情報の交換を行い、連携して監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市川 祐生	弁護士													
角田 朋子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川 祐生		-	国際法務を主たる業務分野とする弁護士として企業法務に関するリスクについても幅広い見識と豊富な経験を有していることから社外監査役として招聘しており、客観的視点かつ独立性をもってコーポレート・ガバナンス体制の監視を可能としております。 また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。
角田 朋子		-	公認会計士としての専門的見地並びに企業経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有していることから社外監査役として招聘しており、客観的視点かつ独立性をもってコーポレート・ガバナンス体制の監視を可能としております。 また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして、社外取締役のうち3名を独立役員、社外監査役のうち2名を独立役員として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業務執行取締役等を対象に株式報酬(譲渡制限付株式)を導入しております。本制度の目的は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることです。

また当社は、社内取締役、従業員等に対して新株予約権を有償又は無償で発行することを株主総会において決議しております。2014年3月期以降の新株予約権の付与実績は以下の通りです。

- 第1回新株予約権(無償) 2013年7月26日臨時株主総会決議
33,796個(社内取締役3名、従業員32名、個人1名)
- 第2回新株予約権(無償) 2016年9月29日臨時株主総会決議
28,385個(社内取締役1名、従業員32名、子会社の取締役1名、子会社の従業員46名)
- 第3回新株予約権(有償) 2016年9月29日臨時株主総会決議
16,972個(社内取締役1名、個人1名)
- 第4回新株予約権(無償) 2017年3月30日臨時株主総会決議
8,793個(社内取締役1名)
- 第5回新株予約権(無償) 2017年3月30日臨時株主総会決議
3,000個(社内取締役1名)
- 第6回新株予約権(無償) 2017年9月22日臨時株主総会決議
49,560個(社内取締役1名)

- 1 2017年8月22日の取締役会決議により、2017年9月22日付で普通株式1株につき30株の割合をもって株式分割を行っております。
- 2 2020年3月13日の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の利益が取締役及び従業員の利益と一体になるよう職務に精励する動機づけを行うため、当社役員及び従業員に対するストックオプション制度を導入しております。

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従業員に付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式制度を導入しております。一定期間の在籍を譲渡制限解除要件として、将来の経営幹部候補となる管理職を対象に株式を付与しております。

また会社の利益と従業員利益の一致および、従業員の資産形成を目的として、従業員持株会制度を導入しております。入社後1年以上経過した従業員に加入資格があり、加入者の拠出金に加えて会社から一定の奨励金を支給し、月次で定額を積み立てる方式を採用しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2023年3月期における当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数については、年次報告により開示しております。

- 社内取締役4名 総額93百万円(固定報酬70百万円、譲渡制限付株式報酬19百万円、ストック・オプション2百万円、役員退職慰労金1百万円)
- 社内監査役1名 総額9百万円(固定報酬9百万円)
- 社外取締役3名 総額15百万円(基本報酬15百万円)
- 社外監査役2名 総額9百万円(基本報酬9百万円)

上記の金額・人員には、無報酬の取締役2名、監査役1名は含まれておりません。

2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしました。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役2名に対し28百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、上記に記載の役員退職慰労金は、支給金額28百万円及び当該取締役に係る役員退職慰労引当額27百万円の差額であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の額またはその算定方法の決定方針等については、「 - 1.【原則3 - 1 情報開示の充実】」に記載の通りであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する担当部門及び担当者は定めておりませんが、管理本部を中心に必要なサポートを行える体制を備えております。また、取締役会の開催に際して、管理本部が必要な資料を事前に共有する等の措置を行っております。これらを通じて、取締役会、監査役会、内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携等において、十分な検討ができるようなサポートを行い、監督機能が有効に機能する環境を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【取締役会】

当社は、定例取締役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な経営上の意思決定が行える体制をとっております。その機能を確認するため、当社は取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数にとどめ、独立社外取締役3名を含む取締役7名及び独立社外監査役2名を含む監査役4名の11名で構成しております。また、社外取締役には幅広い見識を有する取締役を招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

【監査役会】

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成しており、定例監査役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時監査役会を必要に応じて開催し、取締役の職務の遂行を含む日常的活動の監査を行っております。常勤監査役は、株主総会、取締役会、経営会議、その他の会議に必要に応じて出席することで経営方針等を把握すると共に、監査役監査において発見された重要事項等を伝達することによって、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保に努めております。また、各監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報共有を図ることで監査役監査機能の強化に努めております。

【内部監査】

当社は、代表取締役社長の直轄の組織として、内部監査室を設置し、内部監査担当者2名を配置しております。内部監査室と監査役は、それぞれが連携しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っております。内部監査室は、「内部監査実施規程」に基づき内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得て監査を実施しております。内部監査担当者は、監査結果の報告を代表取締役社長に行い、代表取締役社長の確認後に各部署の責任者に対して監査結果を報告しております。その後、フォローアップに関する方針を各部署の責任者が提出を行い、その必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

【会計監査】

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当社は同監査法人からの定期的な財務諸表等に対する監査を始め、監査目的上必要と認められる範囲内で内部統制及び会計記録に関する制度、手続きの整備・運用状況の調査を受け、その結果についてのフィードバックを受けております。

【経営会議】

当社の経営会議は、代表取締役社長、本部長、部長、室長等と常勤監査役により構成され、定例経営会議を原則として毎月1回開催するほか、臨時経営会議を必要に応じて開催しております。経営会議では、当社の経営上の重要な経営方針の決定、営業戦略の遂行状況の報告が行われると共に、経営全般にわたる重要事項を審議しております。

【コンプライアンス委員会】

代表取締役社長(委員長)と女性を含む社内委員、弁護士を含む社外委員により構成され、原則として毎月1回開催しております。当委員会では、社内で発生したコンプライアンス違反事象やハラスメント報告、内部通報や外部通報等の情報について報告を行っております。また、クレーム報告の内容を確認し、コンプライアンス違反や訴訟への進展を未然に防止するための体制を整備し、コンプライアンス全般に渡る重要事項の有無の確認を行っております。

【指名・報酬諮問委員会】

当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。役割および構成、委員、主な審議事項については、本報告書「 - 1.【取締役関係】補足説明」に記載しております。

【サステナビリティ委員会】(更新)

サステナビリティに係る経営課題について、リスクと機会の認識・対応方針策定を行う機関としてサステナビリティ委員会を2022年4月より設置しております。委員は代表取締役社長を含む取締役等によって構成されます。四半期に1度以上の頻度で開催され、2023年3月期はマテリアリティの改訂および多様性の確保について審議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、企業価値の向上のためには、経営意思決定のための迅速な営業上の情報共有・リスク情報の共有とコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識から、独自の経営会議体として経営会議及びコンプライアンス委員会を設置しております。また、当社は、当社の事業に精通している者が、取締役として業務執行に当たると同時に、経営の意思決定の迅速化のため、取締役会のメンバーとして経営上の意思決定及び各取締役の業務執行を相互に監督し、かつ、監査役会による監査を行うことが、最も適切な経営体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席することのできない株主は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	和文の株主総会招集通知と同時に英文の株主総会招集通知を当社ウェブサイト(https://katitas.jp/en/ir/news.html)にて開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ウェブサイト(https://katitas.jp/information/ir/disclosure.html)にて開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期の決算発表後に決算説明会を開催しております。中間決算・本決算の決算発表では代表取締役社長が説明・質疑対応を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長とIR担当者が、証券会社主催の投資家向けカンファレンスへの参加等を通じて北米、欧州、アジア等の海外投資家向けに決算や事業戦略についての説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、株主総会の招集通知・決議通知、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、プレスリリース資料などを適時に掲載しております。決算短信、決算説明資料、狭義の株主総会招集通知及び重要な適時開示資料等を英訳し、海外投資家向けに情報開示を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にIR担当者を設置しており、専用窓口(E-mail)を設けております。2023年3月期は、決算説明会等を除いて国内外のファンドマネージャー・アナリストと延べ約200回以上の1on1ミーティングを実施し、また20回以上のラージ・スモールミーティングを実施するなど投資家との面談を積極的に実施しております。また個別投資家向けの物件見学会を9回開催しております。	
その他	2023年3月期も前年度に引き続きサステナビリティ・総会議案をテーマとした面談を実施し、4社の機関投資家のESG担当部署・議決権行使部署との面談を実施しております。ESG関連情報については、弊社WEBサイトを(https://katitas.jp/information/sustainability/)をご参照ください。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「経営理念」「提供価値」「カチタスの約束」を定め、すべてのステークホルダーの立場を尊重すると共に、すべてのステークホルダーにとって「価値タス」企業を目指しております。具体例としては、「調達基本方針」では「人権尊重」を定め、差別・ハラスメントおよび強制労働・児童労働の禁止について定めております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社のCSRは、「経営理念」にもあるように、十分に活用されず地域に埋もれてしまっている家や、一般的な中古住宅市場では流通しにくい家に対して、「家に価値タス」活動を通じて、地域の活性化・発展に貢献してまいります。</p> <p>当社は、サステナビリティを重視した経営が企業の社会的責任として求められ、SDGsに代表される社会課題解決の取り組みにおいて企業が果たす役割がますます重要であると認識しております。</p> <p>中古住宅再生事業が、新築住宅と比較してCO2排出量や木材使用量を大幅に抑えていることから環境保護に資するものと当社は捉えており、空き家を再生して流通させることで、政府が取り組む全国の空き家問題を解決することに貢献できるものと考えております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>株主総会やIR活動を通じて、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを積極的に促進し、各ステークホルダーに対して、適時適切に必要な情報を開示に努めてまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>【コンプライアンス】</p> <p>当社は、コンプライアンスが、事業成長において最も重視すべき事象であると考え、以下の通り報告の3原則を定めております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.トラブルはすぐ報告 2.悪いことから報告 3.ウソはつかない <p>また、当報告の3原則を含めたコンプライアンスに係る事象や当社ビジネスのノウハウとなる失敗の事例等を、毎週木曜日に全国の店舗が参加するTV朝会で共有しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(内部統制システム)の整備に向けて、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりです。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ企業理念を尊重し社会的責任を果たすため「基本理念」を定め、これを全取締役及び使用人に周知徹底させております。
 - (b) 業務執行部門から独立した「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的に全店舗の事業活動につき精査・分析を行い、結果は取締役会に報告するなどコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。
 - (c) 法令・定款及び社内規程に反する行為の未然防止、あるいは早期に発見し是正するための「内部通報制度」を設置しております。
 - (d) 内部監査室の機能を高め、取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内規程に適合しているか確認し、その執行状況を監視しております。内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査役会へ報告しております。
- b. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」を始め社内諸規程に基づき情報を適切に保存・管理を行うとともに、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できることとしております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ等に関わるリスクを回避あるいは最小限に抑えるため、コンプライアンス委員会において組織横断的にリスク状況の管理・監視を行うとともに全社対応については総務部長が各部門担当役員と連携して規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成等を行うなどの管理体制を確立しております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会を月1回開催する他、必要な場合は臨時取締役会を開催し機動的かつ迅速な会社の意思決定並びに情報の共有、取締役の業務執行状況の監督を行っております。
 - (b) 取締役会では、事業部門の実績を基に、毎期の予算と実績の進捗状況を定期的に検証し業績向上を図っております。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、社内から適切な選任を行い補助者を任命することとしておりますが、現在監査役からのその職務を補助する使用人の要求は行われておりません。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反のみならず当社及び当社グループの業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報状況等を監査役会に都度報告することとしております。
- g. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役会は月1回以上開催しております。
 - (b) 監査役会と代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催しております。
 - (c) 監査役会は内部監査室、会計監査人及び子会社監査役と定期的に意見・情報の交換を行い、連携して監査の実効性を確保しております。
 - (d) 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人から説明を求めることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係を遮断し、法令等を遵守する企業として社会的責任を果たすこと、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶することを基本的な考え方として、以下のように反社会的勢力の排除体制を整備しています。

- (1) コンプライアンス委員会や勉強会の中で、反社会的勢力との取引防止に係る研修会等を開催して周知徹底しています。
- (2) 「反社会的勢力との取引防止規程」を制定し、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署である管理本部法務部が情報を一元管理し、所轄警察署・顧問弁護士への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整えています。
- (3) 取引を行う際には、「暴力団排除条例」の施工に伴う「誓約書」を入手保管し、反社会的勢力に該当しないことの確認を行う等、反社会的勢力との取引を行わない体制を整えています。

その他

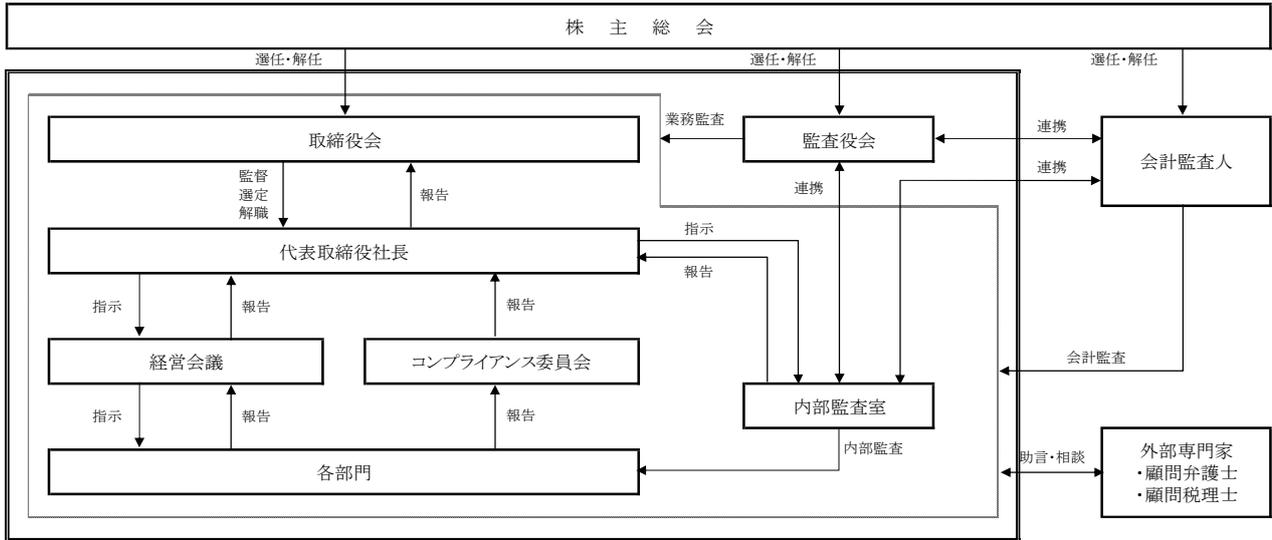
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

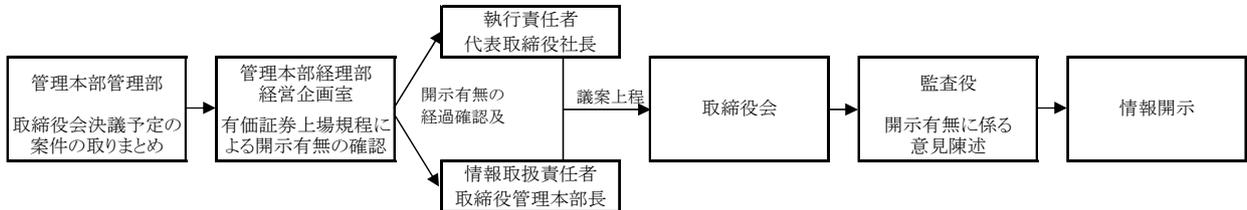
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

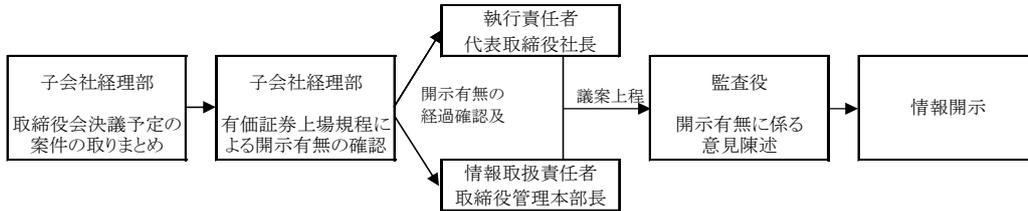


【適時開示体制の概要(模式図)】

< 当社に係る決定事項・決算に関する情報等 >



< 子会社の決定事実に関する情報 >



< 当社グループに係る発生事実に関する情報 >

